対　応　方　針　（案）

【事業名】大竹駅東口広場（市道駅小島新開線外２路線）整備事業

本事業は平成７年１月に都市計画道路駅小島新開線・小方栄橋線（西栄地区道路及び駅東口広場）の事業認可を受け，事業を着手した。その後，平成７年１１月新町西栄線（自由通路部分）の追加による事業認可の変更及び延伸，平成１３年３月事業施行期間の変更による事業認可延伸（認可期間　平成１６年３月３１日まで延伸）と二度にわたり事業認可の変更・延伸を実施している。

事業の進捗状況については，用地取得が平成７年度から着手し平成１４年度末で６６％，工事は平成１２年度から着手し６％となっており，事業費ベースでは３３％に達している。しかしながら，鉄道管理者との技術的構造の調整，一部地権者との用地買収及び移転先問題等についての交渉が難航しているため，全体事業は遅延している。

本事業が完成すれば，ＪＲ山陽本線で分断されている中心市街地を高架橋の自由通路で東西間を結び，東側に交通広場を整備することで，駅周辺の活性化を図る。加えて国道２号線に接する交通体系が確立でき，駅東側地区における利用者の生活利便性が向上し，その地域に存在する遊休地の利用促進や住宅需要の拡大，商店街の活性化による産業振興等，その効果は顕著であり高い便益性が生ずると考えられる。

また，駅周辺の整備は，「第四次大竹市総合計画」（平成１３年３月策定）の重点施策として位置付けられており，本事業をはじめとする基盤整備は周辺の都市機能の充実を図るうえで重要な施策であり，その投資効果が将来に向けての市域発展に大きく寄与するものと考えている。

以上のことから，本事業は継続していくこととする。

平成１５年１０月２日提出

大竹市長　　中　川　　洋

意　見　書

平成１５年１０月２１日

大竹市長　　中　川　　洋　　様

大竹市事業評価監視委員会
委員長　　谷　岡　　肇

対応方針(案)に対する意見書

平成１５年１０月２日に提出された「大竹駅東口広場(市道駅小島新開線外２路線)整備事業」の対応方針(案)について，当委員会としての意見は次のとおりです。

記

対応方針(案)を妥当と認める。
なお，事業を進めるにあたっては市と鉄道管理者の連携により，住民の利便性がより向上する方向での事業実施に努力されたい。